

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

「つみたて NISA」の取り扱いを開始！

～本日(平成29年10月2日(月))から口座開設の申込受付スタート～

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、お客様の長期的な資産形成をサポートするため、「つみたて NISA」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

平成 30 年 1 月から始まる「つみたて NISA」は、年間 40 万円まで最長 20 年間、自動積立により買付けした投資信託の運用利益が非課税になる制度です。当行は、本日（平成 29 年 10 月 2 日（月））から「つみたて NISA」口座開設のお申し込み受付を開始し、11 月中旬から「つみたて NISA」の対象となる投資信託の積立契約申込受付を開始する予定です。

当行では、今後もお客様の多様化する資産運用ニーズにお応えできる商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、投資信託は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

記

1. 「つみたて NISA」の概要

少額からの積立・分散投資によるお客様の資産形成を目的として作られた、新しい NISA です。これまでの NISA（一般 NISA といいます）の非課税期間が 5 年間であるの比べ、「つみたて NISA」は 20 年間非課税で運用することができます。

<特徴>

- ・毎年 40 万円まで非課税投資ができます。非課税枠は 20 年間で最大 800 万円です。
- ・株式投資信託の収益分配金や譲渡益などが最長で 20 年間非課税となります。
- ・定時・定額積立での買付けに限定します。
※年間 40 万円を超える積立金額の設定はできません。
- ・「つみたて NISA」の対象となる投資信託は、安定的な資産形成を目指す、長期・積立・分散投資に適した商品です。
- ・つみたて NISA と一般 NISA のどちらかを選択してご利用いただけます。
※同一年に併用はできず、また変更する場合は原則として暦年単位となります。

2. 口座開設の申込受付開始日

平成 29 年 10 月 2 日（月）

※休日営業店舗では 10 月 1 日（日）から受付開始しております。

-1-

3. 「つみたてNISA」対象商品の取り扱いについて

投信自動積立の積立契約の申込受付開始は、平成29年11月中旬頃を予定しております。

(買付の開始は、平成30年1月からとなります)

なお、「つみたてNISA」の対象となる投資信託は、以下のとおりです。

< 「つみたてNISA」対象商品 (予定) >

ファンド名	商品分類	信託報酬 (税込)	運用会社
つみたて日本株式 (日経平均)	追加型投信/国内/株式/ インデックス型	0.1944%	三菱UFJ 国際投信
つみたて先進国株式	追加型投信/海外/株式/ インデックス型	0.216%	
つみたて新興国株式	追加型投信/海外/株式/ インデックス型	0.3672%	
つみたて8資産均等バランス	追加型投信/内外/資産複合/ インデックス型	0.2376%	

※販売手数料はございません。

< 「つみたてNISA」対象商品の選定理由およびお勧めしたいお客様 >

- ・お客様の長期の資産形成をサポートしていくため、比較的ファンドの値動きが分かりやすく、運用期間中のコスト (信託報酬) 水準が相対的に低いインデックス型のファンドを取り揃えました。
- ・世界経済の成長期待と株式投資を通じてじっくりと資産形成に取り組みたい方には、国内・先進国・新興国の3つの株式ファンドを取り揃えています。
- ・運用がはじめての方や分散投資を通じて安定的な資産形成を希望されるお客様には、国内外の株式・債券・リートに分散投資を行うバランスファンドをご用意しています。

以 上

<つみたてNISAに関するご留意事項について>

- 「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制となっており、同一年に両方の適用は受けられません。
- 「つみたてNISA」のご利用にあたっては、積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けを行っていただく必要があります。
- 「つみたてNISA」は、「一般NISA」と異なりロールオーバーはできません。
- 「つみたてNISA」に係る積立契約（累積投資契約）により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回当行より通知されます。
- 基準経過日（累積投資勘定を設けた日より10年を経過した日および同日以後5年を経過した日ごとの日）におけるNISA口座開設者の氏名・住所について確認させていただきます。当該確認ができない場合には、累積投資勘定への株式投資信託の受入れができなくなります。

<投資信託に関するご注意事項について>

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。
- 投資信託は、預金ではありません。
- 銀行で取扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高3.24%＜税込＞）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率2.16%＜税込＞）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高108円＜税込＞）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。
 - ※記載している手数料は、平成29年10月2日時点における当行取扱商品の中で最高の料率のものを表示しております。
 - ※これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込受付を中止すること等があります。
- 当初定められた信託期間の終了（償還）の他、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（繰上償還）されることがあります。
- 京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。
- この資料は、京都銀行が作成したものです。

商号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第10号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会